

## 埼玉県ヘルプマーク普及大使設置要綱

### (趣旨)

第1 外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方々に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、県では平成30年7月からヘルプマークを導入し、普及に取り組んでいる。

東京2020パラリンピックを契機に共生社会づくりの機運が高まっており、この機会にヘルプマークのさらなる普及を図ることは重要である。

そこで、ヘルプマークを着用する個人又はその個人が属する団体（以下「当事者」と言う。）による発信は、普及啓発を図るうえで極めて有効であることから、自主的かつ意欲的に普及啓発活動を実施する当事者を埼玉県ヘルプマーク普及大使（以下「普及大使」と言う。）に任命し、一層の普及啓発を図る。

### (普及大使の任命等)

第2 ヘルプマークの普及活動を行う当事者を一般公募し、基準を満たす者を普及大使として任命する。

- 2 普及大使は、普及啓発活動を行う際に「埼玉県ヘルプマーク普及大使」と称することができる。
- 3 普及大使は、本人の申し出により退任することができる。
- 4 基準を満たなくなることが確認されたとき又はその他普及大使として任命することが適切ではないと認められるとき、県は普及大使を解任することがある。
- 5 その他、県は、社会的認知度等により、極めて高い普及啓発の効果が見込まれる当事者について、一般公募によらずに普及大使として任命することができる。

### (基準)

第3 原則として、普及大使を任命する基準は次のとおりとする。

- ① 県内に在住・在学・在勤する当事者であって、自主的かつ意欲的に普及啓発活動ができること。
- ② 普及大使の趣旨を正しく理解するとともに、法令及び公序良俗を遵守して普及活動を行う旨の同意書を提出すること。
- ③ 活動報告書を毎年度末に提出すること。

### (活動内容)

第4 普及大使は、SNS・メディア媒体への掲載・出演、各種活動とのコラボ等により、普及啓発活動を行う。

- ① 普及啓発活動を行う目的に必要な範囲で、個人情報（氏名（通称可）、画像・映像、年代、ヘルプマーク着用理由、居住市町村名、活動実績等）を公表する。

- ② 円滑に活動できるよう「埼玉県ヘルプマーク普及大使」の肩書のある名刺等を県から支給する。
- ③ その他、県からの依頼があった際に、県の事業に協力する。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、普及大使に関して必要な事項については、県障害者福祉推進課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月13日から施行する。